

平成 2 6 年度

八幡市予算書

平成26年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	7 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	9 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 1 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	1 5 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	1 9 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	2 1 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	2 5 頁

平成26年度

八幡市一般会計予算

平成 2 6 年度八幡市一般会計予算

平成 2 6 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 6 年 2 月 2 6 日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		9,476,733 千円
	1 市 民 税	4,220,000
	2 固 定 資 産 税	3,665,730
	3 軽 自 動 車 税	99,000
	4 市 た ば こ 税	688,000
	5 鉱 産 税	3
	6 都 市 計 画 税	804,000
2 地 方 譲 与 税		148,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	44,000
2 自 動 車 重 量 譲 与 税		104,000
3 利 子 割 交 付 金		33,000
	1 利 子 割 交 付 金	33,000
4 配 当 割 交 付 金		55,000
	1 配 当 割 交 付 金	55,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		14,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		793,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	793,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,800
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,800
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		30,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金		51,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	51,000
10 地 方 交 付 税		3,450,000
	1 地 方 交 付 税	3,450,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		13,100
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,100
12 分 担 金 及 び 負 担 金		307,236
	1 負 担 金	307,236

款	項	金額
13 使用料及び手数料		397,836 千円
	1 使用料	358,525
	2 手数料	39,311
14 国庫支出金		4,681,906
	1 国庫負担金	3,775,846
	2 国庫補助金	884,073
	3 委託金	21,987
15 府支出金		1,654,219
	1 府負担金	974,707
	2 府補助金	528,641
	3 委託金	150,871
16 財産収入		22,759
	1 財産運用収入	22,679
	2 財産売却収入	80
17 寄附金		6,655
	1 寄附金	6,655
18 繰入金		1,228,887
	1 特別会計繰入金	24,378
	2 基金繰入金	1,204,509
19 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
20 諸収入		290,409
	1 延滞金、加算金及び過料	11,001
	2 市預金利子	310
	3 貸付金元利収入	7,190
	4 受託事業収入	2,170
	5 雑収入	269,738
21 市債		3,232,460
	1 市債	3,232,460
歳入合計		25,900,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		279,800 千円
	1 議 会 費	279,800
2 総 務 費		2,775,500
	1 総 務 管 理 費	2,311,200
	2 徴 税 費	307,500
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	97,500
	4 選 挙 費	29,000
	5 統 計 調 査 費	9,000
	6 監 査 委 員 費	21,300
3 民 生 費		11,678,100
	1 社 会 福 祉 費	4,591,000
	2 児 童 福 祉 費	4,453,700
	3 生 活 保 護 費	2,632,400
	4 災 害 救 助 費	1,000
4 衛 生 費		1,817,900
	1 保 健 衛 生 費	606,337
	2 清 掃 費	1,182,800
	3 上 水 道 費	28,763
5 労 働 費		10,000
	1 労 働 諸 費	10,000
6 農 林 水 産 業 費		158,600
	1 農 業 費	157,500
	2 林 業 費	1,100
7 商 工 費		85,500
	1 商 工 費	85,500
8 土 木 費		2,732,300
	1 土 木 管 理 費	52,300
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,030,700
	3 河 川 費	81,300

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	815,400 千円
	5 住 宅 費	752,600
9 消 防 費		842,700
	1 消 防 費	842,700
10 教 育 費		2,690,300
	1 教 育 総 務 費	343,900
	2 小 学 校 費	562,000
	3 中 学 校 費	233,900
	4 幼 稚 園 費	302,100
	5 社 会 教 育 費	1,196,100
	6 保 健 体 育 費	52,300
11 災 害 復 旧 費		20,000
	1 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	20,000
12 公 債 費		2,779,300
	1 公 債 費	2,779,300
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	25,900,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自 然 生 態 系 調 査 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 9,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	
上 水 道 安 全 対 策 事 業	千円 2,200	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
道路等整備事業	357,800	同上	同上	同上	
市 民 体 育 館 整 備 事 業	14,000	〃	〃	〃	
公 営 住 宅 整 備 事 業	400,000	〃	〃	〃	
機 械 器 具 整 備 事 業	30,000	〃	〃	〃	
公 民 館 施 設 整 備 事 業	92,600	〃	〃	〃	
八幡市民図書館 整 備 事 業	229,500	〃	〃	〃	
臨時財政対策債	1,200,000	〃	〃	〃	
借 換 債	906,360	〃	〃	〃	

平成26年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成26年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成26年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 診療収入		12,638 千円
	1 外来収入	12,638
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		25,000
	1 一般会計繰入金	25,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		159
	1 納付金	100
	2 雑入	59
歳入合計		37,800

歳 出

款	項	金額
1 総務費		35,700 千円
	1 施設管理費	35,700
2 医療費		1,600
	1 医療費	1,600
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		37,800

平成26年度

八幡市駐車場特別会計予算

平成26年度八幡市駐車場特別会計予算

平成26年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		14,000 千円
	1 使用料	14,000
2 繰越金		99
	1 繰越金	99
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		14,100

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		6,600 千円
	1 管理費	6,600
2 繰出金		7,400
	1 一般会計繰出金	7,400
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		14,100

平成26年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

平成26年度八幡市国民健康保険特別会計予算

平成26年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,682,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀口文昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2,402,538 千円
	1 国民健康保険料	2,394,829
	2 国民健康保険税	7,709
2 使用料及び手数料		683
	1 手 数 料	683
3 国庫支出金		1,696,650
	1 国庫負担金	1,317,594
	2 国庫補助金	379,056
4 療養給付費交付金		421,649
	1 療養給付費交付金	421,649
5 前期高齢者交付金		2,332,882
	1 前期高齢者交付金	2,332,882
6 府 支 出 金		411,459
	1 府 負 担 金	60,728
	2 府 補 助 金	350,731
7 共 同 事 業 交 付 金		749,919
	1 共 同 事 業 交 付 金	749,919
8 繰 入 金		656,400
	1 一 般 会 計 繰 入 金	656,400
9 諸 収 入		9,820
	1 延滞金、加算金及び過料	550
	2 雑 入	9,270
歳 入 合 計		8,682,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		33,700 千円
	1 総 務 管 理 費	20,150
	2 徴 収 費	13,000
	3 運 営 協 議 会 費	550
2 保 険 給 付 費		5,565,550
	1 療 養 諸 費	4,957,000
	2 高 額 療 養 費	547,200
	3 移 送 費	20
	4 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	12,000
	5 出 産 育 児 諸 費	44,130
	6 葬 祭 諸 費	5,200
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,145,178
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,145,178
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		853
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	853
5 老 人 保 健 拠 出 金		50
	1 老 人 保 健 拠 出 金	50
6 介 護 納 付 金		465,657
	1 介 護 納 付 金	465,657
7 共 同 事 業 拠 出 金		866,469
	1 共 同 事 業 拠 出 金	866,469
8 保 健 事 業 費		117,843
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	82,713
	2 保 健 事 業 費	35,130
9 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
10 諸 支 出 金		5,700
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,700
11 前 年 度 繰 上 充 用 金		450,000
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	450,000
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	8,682,000

平成26年度

八幡市介護保険特別会計予算

平成26年度八幡市介護保険特別会計予算

平成26年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,617,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀口文昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 保 險 料		1,108,300 千円
	1 介 護 保 險 料	1,108,300
2 使用料及び手数料		61
	1 手 数 料	61
3 国 庫 支 出 金		874,562
	1 国 庫 負 担 金	805,665
	2 国 庫 補 助 金	68,897
4 支 払 基 金 交 付 金		1,305,493
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,305,493
5 府 支 出 金		664,136
	1 府 負 担 金	648,938
	2 府 補 助 金	15,198
6 財 産 収 入		122
	1 財 産 運 用 収 入	122
7 繰 入 金		661,450
	1 一 般 会 計 繰 入 金	625,400
	2 基 金 繰 入 金	36,050
8 繰 越 金		2,774
	1 繰 越 金	2,774
9 諸 収 入		102
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	99
歳 入 合 計		4,617,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		50,800 千円
	1 総 務 管 理 費	7,000
	2 徴 収 費	7,100
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	36,700
2 保 険 給 付 費		4,475,700
	1 介 護 サービス等諸費	3,932,600
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	274,300
	3 そ の 他 諸 費	4,800
	4 高 額 介 護 サービス等費	122,300
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	9,900
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	131,800
3 地 域 支 援 事 業 費		86,600
	1 介 護 予 防 事 業 費	26,000
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	60,600
4 基 金 積 立 金		123
	1 基 金 積 立 金	123
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		2,776
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,775
	2 延 滞 金	1
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		4,617,000

平成26年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,330,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		647,100 千円
	1 後期高齢者医療保険料	647,100
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		681,400
	1 一 般 会 計 繰 入 金	681,400
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,999
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,997
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		1,330,600

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		6,700 千円
	1 総 務 管 理 費	4,940
	2 徴 収 費	1,760
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		1,321,700
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	1,321,700
3 諸 支 出 金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		1,330,600

平成26年度

八幡市水道事業会計予算

平成26年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称	項 目	平成26年度末		年 間 総給水量	一日平均 給水量
		給水人口	給水戸数		
月夜田 受水場系	府営宇治 府営木津 府営乙訓 美濃山	48,960 ^人	19,635 ^戸	4,820,610 ^{m³}	13,207 ^{m³}
美濃山 浄水場系	府営宇治 府営木津 府営乙訓 美濃山	23,154	7,994	2,905,042	7,959
(分水受水)京都市		400	190	59,612	163
(分水受水)久御山町		254	121	32,970	90
(分水受水)枚方市		23	10	2,323	7
合 計		72,791	27,950	7,820,557	21,426

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,381,873 千円
第1項	営業収益	1,249,959 千円
第2項	営業外収益	131,864 千円
第3項	特別利益	50 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,404,356 千円
第1項	営業費用	1,306,100 千円
第2項	営業外費用	79,413 千円
第3項	特別損失	8,843 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額380,128千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,724千円、過年度分損益勘定留保資金337,404千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入		430,301	千円
第1項	企業債		372,000	千円
第2項	負担金		4,500	千円
第3項	水道施設費		51,601	千円
第4項	出資金		2,200	千円
		支	出	
第1款	資本的支出		810,429	千円
第1項	建設改良費		651,578	千円
第2項	企業債償還金		155,851	千円
第3項	予備費		3,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
窓口及び検針、徴収、開閉栓業務委託	平成26年度 から 平成29年度	111,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
第5次拡張 変更事業	千円 372,000	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 195,863 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、21,863千円である。

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀口 文昭

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

- ・量水器を除く資産 定額法
- ・量水器 取替法

(2) 無形固定資産 定額法

2 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び手当の支給に発生する法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

(2) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 その他会計に関する書類のための基本となる重要事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

4 予定貸借対照表に関する注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置の適用

平成26年3月31日において、受贈等により取得した償却資産や改良に充てた負担金等で現に資本剰余金として整理している額について、長期前受金に整理した。

平成26年度

八幡市下水道事業会計予算

議案第8号

平成26年度八幡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	31,435戸
(2) 年間総排水量	8,029,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共下水道事業	38,270千円
(イ) 公共下水道雨水事業	24,500千円
(ウ) 汚水管渠改築更新事業	222,578千円
(エ) 雨水管渠改築更新事業	98,600千円
(オ) 汚水地震対策事業	13,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	下水道事業収益	1,946,793	千円
第1項	営業収益	1,303,582	千円
第2項	営業外収益	643,201	千円
第3項	特別利益	10	千円

支 出			
第1款	下水道事業費用	1,918,223	千円
第1項	営業費用	1,712,255	千円
第2項	営業外費用	196,893	千円
第3項	特別損失	4,075	千円
第4項	予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 505,167 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,980 千円、過年度分損益勘定留保資金 303,836 千円及び当年度分損益勘定留保資金 175,351 千円で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資本的収入	475,175	千円
第1項	企業債	330,800	千円
第2項	工事負担金及び分担金	195	千円
第3項	国庫補助金	58,900	千円
第4項	出資金	85,280	千円
支 出			
第1款	資本的支出	980,342	千円
第1項	建設改良費	421,896	千円

第2項	固定資産購入費	6,696	千円
第3項	企業債償還金	548,250	千円
第4項	預託金	500	千円
第5項	予備費	3,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道業	千円 306,300	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合は、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道業	24,500	同上	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 76,859千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は389,220千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち914,909千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本金

平成26年2月26日提出

八幡市長 堀口 文昭

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産 定額法

2 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び手当の支給に発生する法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

- (2) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 その他会計に関する書類のための基本となる重要事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

4 予定貸借対照表に関する注記

- (1) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置の適用

平成26年3月31日において、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等で資本剰余金に整理されている額を長期前受金に振替した。

また、企業債元金償還金に充てた市補助金として資本剰余金に整理されている額を利益剰余金に振替えた後、資本金に処分する。